

静岡県教育委員会

議事録

令和8年度 第4回定例
5月20日（水）

静岡県教育委員会教育長 前澤綾子は、

令和8年5月20日に教育委員会第4回定例会を招集した。

1 開催日時 令和8年5月20日（水） 開会 13時30分
閉会 14時45分

2 会 場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 前 澤 綾 子
委 員 小 野 澤 宏 時
委 員 天 城 真 美
委 員 飯 村 幸 生
委 員 渡 村 マ イ
委 員 川 田 善 正

事務局（説明員） 山 下 英 作 教育部長
小 野 田 秀 生 教育監
中 山 雄 二 理事（統括・学校教育担当）
八 木 貴 美 理事（こども政策連携担当）
高 橋 浩 一 教育総務課長
中 村 大 輔 教育政策課長
櫻 井 澄 人 教育DX推進課長
新 井 達 也 財務課長
袴 田 祐 之 給与事務統括課長
鈴 木 憲 昭 教育厚生課長
西澤 健 太 郎 教育施設課長
江 本 光 徳 義務教育課長
小 原 快 章 高校教育課長
山 村 仁 特別支援教育課長
山 崎 康 之 健康体育課長
小 竹 啓 功 社会教育課長
植 松 博 静東教育事務所長
柳 瀬 昭 夫 静西教育事務所長
持 山 育 央 総合教育センター所長
渡 辺 賢 一 中央図書館長

4 そ の 他

（1）第2、3、4、5、6号議案は承認された。

（2）報告事項は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。

今回の議事録の署名は、私のほか、天城委員にお願いする。

【非公開の決議】

- 教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
報告事項 2， 3 は議会提出前案件、第 2 から 6 号議案は人事案件のため非公開としたいが、異議はあるか。
- 全 委 員：（異議なし）
- 教 育 長： それでは報告事項 2， 3 及び、第 2 から 6 号議案は非公開とする。公開案件から審議する。

報告事項 1 静岡県立ふじのくに中学校の令和 9 年度入学者募集

- 教 育 長： 報告事項 1 「静岡県立ふじのくに中学校の令和 9 年度入学者募集」について江本義務教育課長より説明願う。
- 義務教育課長： <報告事項 1 について説明>
- 教 育 長： 質疑等はあるか。
- 天 城 委 員： 募集予定人数は概ね何人か。また、応募フォームへの入力が可能となったとあるが、案内の最後の方に記載があるだけなので、受験者への負担軽減の観点からも目立つところに配置し、アピールすることは検討されているか。
- 義務教育課長： 希望者を受け入れるため、上限は定めていないが、施設面等での制約の課題が発生した場合は、その都度検討していく。応募フォームについては、委員御指摘の点について検討していく。
- 教 育 長： 他に質疑等はあるか。
- 全 委 員： （特になし）
- 教 育 長： 報告事項 1 を了承する。

（会議の非公開）

- 教 育 長： これより会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

<非>報告事項 2 令和 7 年度静岡県家庭教育支援条例に基づく施策の実施状況

- 教 育 長： 報告事項 2 「令和 7 年度静岡県家庭教育支援条例に基づく施策の実施状況」について、小竹社会教育課長より説明願う。
- 社会教育課長： <報告事項 2 について説明>
- 教 育 長： 質疑等はあるか。
- 小 野 澤 委 員： 資料の 13 ページ以降に、家庭教育支援事業の予算についてそれぞれ 3,077 千円と記載されているが、記載されている全ての事業をこの予算で行ったということか。
- 社会教育課長： そうである。予算は再掲で掲載しているため、それぞれの事業単位ではなく、「家庭教育支援事業」全体の予算が 3,077 千円である。
- 教 育 長： 他に質疑等あるか。
- 全 委 員： （特になし）
- 教 育 長： 報告事項 2 を了承する。

＜非＞報告事項 3 令和 7 年度静岡県子どもいじめ防止条例に基づく施策の実施状況

教 育 長： 報告事項 3「令和 7 年度静岡県子どもいじめ防止条例に基づく施策の実施状況」について、福井教育政策課人権・教員育成室長より説明願う。

人権・教員育成室長： <報告事項 3 について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

飯 村 委 員： 私立学校と公立学校で、いじめの解消率に 20%程度の開きがあるが、この差について、どのように整理しているのか。

人権・教員育成室長： いじめは、積極的に認知していき、解消を目指すものである。そのため、公立では認知数が非常に大きい。解消率の差について分析や比較することは難しいが、学校現場では教員が解消に向けて取り組んでいるものと理解している。

飯 村 委 員： 抽出数が違うので、単純に比べられないことは分かるが、20%の開きは大きい。公立と私立で生活レベルの差があるかどうかなど、整理を進めておいた方がよい。

教 育 長： 認知件数に大きな差があるので比較は難しいとは思いますが、私学において、いじめの認知をどのようにしているのか、研究する余地はあるものと思う。いじめの解消に向け、フォローアップをしっかりと行っていく。

川 田 委 員： いじめが解消されるまでに、どの程度時間がかかるのか。

人権・教員育成室長： 事案により異なるため、一概には言えないが、いじめの解消の定義については、いじめに係る行為が 3 か月を目安にやんでいること、本人が心身の苦痛を感じていないことを「解消」の目安としている。

渡 村 委 員： いじめ発見のきっかけなどを見ると、アンケート調査で判明することも多いようなので、気軽に利用できるような仕組みやフォローアップがあると良いと思う。また、SNS を活用した相談体制構築事業において、相談者の年代が 18 歳から 39 歳までが多く、こどもは少ないがどうか。

理事（こども政策連携担当）： 39 歳以下を対象として「若者相談」を実施しているため、このような調査結果となっている。

渡 村 委 員： こどもを対象とした同様の事業はあるか。

教育政策課長： LINE 相談をはじめ、様々な相談先がある。県では、「はなそつと」という相談窓口を設けており、相談内容によって対応する相談先を紹介する事業を行っている。

渡 村 委 員： いじめに限らない窓口ということで承知した。

小 野 澤 委 員： 東、中、西部など地域別で、いじめの状況等を把握しているか。

人権・教員育成室長： 市町別でデータを取っており、把握している。

教 育 長： 他に質疑等あるか。

全 委 員： （特になし）

教 育 長： 第 2 号議案について、原案のとおり可決することに異議はないか。

全 委 員： （異議なし）

教 育 長： 第 2 号議案について、原案のとおり可決する。

<非>第2号議案 令和8年度静岡県教員育成協議会委員の委嘱

※非公表

<非>第3号議案 静岡県立中央図書館協議会の委員の任命

※非公表

<非>第4号議案 教職員の懲戒処分

※非公表

<非>第5号議案 教職員の懲戒処分

※非公表

<非>第6号議案 教職員の懲戒処分

※非公表

教 育 長： 以上で、本定例会の議事は全て終了した。

これをもって、令和8年度第4回教育委員会定例会を閉会とする。